

第1回串間市総合教育会議会議録

日 時：平成27年6月24日（水）14:00～14:40

場 所：市長応接室

出席委員：市長、木代委員長、渡邊委員長職務代理者、山口委員、井手委員、土肥教育長

発言者	発言内容
事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより第1回串間市総合教育会議を始めます。まず、始めにあいさつとなっています。野辺串間市長、よろしくお願ひします。</p>
市長	<p>このたびは、第1回串間市総合教育会議のご案内をいたしましたところ、教育委員会の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、今般の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の長に、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定が義務付けられました。</p> <p>総合教育会議は、この大綱の策定に関する協議などを行うために設置されたものであります。</p> <p>今回は第1回目の会議でありますので、制度全般についての共通認識を図り、今後の方針を皆様と一緒に決めていきたいと考えておりますので、忌憚のないご意見を出していただきたいと考えております。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局（補佐）	<p>次に木代委員長、お願ひします。</p>
委員長	<p>市の教育委員会を代表して、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>現在、子どもを取り巻く環境は、児童生徒が被害者となる痛ましい事件・事故、声かけ事案、いじめや不登校、さらには、犯罪者の低年齢化など憂慮する状況にあります。そうした中で教育課題に対応していくために、様々な分野で連携が必要になってくるだろうと思います。教育委員会だけではなく、市長部局との連携や家庭、地域など様々な複雑化している問題を解決していくために議論を深めていかないといけないと思っています。</p> <p>本年4月から、教育委員会制度の見直しが行われているということで、私どもも子どもたちのためによりよい教育行政を進めていくことが何より大切だと考えておりまして、与えられた役割をしっかりと果たし</p>

	<p>て参りたいと考えています。</p> <p>教育委員会の最大の案件として取り組んで参りました中学校再編については、昨年9月議会で条例案が可決され、平成29年4月に市内の6つの中学校を統合して新しい中学校を設置することを正式に決定していただきました。現在、新しい中学校づくり推進委員会と7つの部会において円滑な開校に向けて諸準備の協議をさせていただいているところであります。</p> <p>また、県立福島高等学校との連携型中高一貫教育校の設置については、県より推進事業としてモデル地区の指定を受け、設置の在り方の調査・研究を進めているところであります。</p> <p>この会議の設立を機に本市の教育に関する様々な課題について、これまで以上に市長と連携し、同じ方向を向いて取り組んでいきたいと考えています。今後ともよろしくお願ひします。</p>
事務局（補佐）	<p>ありがとうございました。それでは議事に入ります。（1）から（3）まで事務局より説明します。</p>
事務局（係長）	<p>それでは、私の方で説明します。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正についてご説明します。資料1を開けてください。</p> <p>このたびの法律改正のポイントは4つあります。まず、1つ目は教育委員長と教育長を1本化した新教育長の設置です。これまでは、委員長と教育長がいてどちらが責任者かわかりにくいということがありましたが、法律改正では教育長に一本化することによって第一義的な責任者が教育長であることが明確になりました。</p> <p>2つ目に教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化であります。委員の1/3以上から会議の請求があった場合は会議を開かなければならず、また、会議の透明化のため、会議の議事録を作成・公表しなければなりません。</p> <p>3つ目にすべての地方公共団体に総合教育会議を設置することになりました。これまでは教育行政について市長の権限は限定的でしたが、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策等について総合教育会議において協議・調整できるようになり、市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに市長が公の場で教育施策について議論することが可能になりました。</p> <p>4つ目に教育に関する大綱を市長が策定することです。これにより地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確になりました。</p> <p>次に、串間市総合教育会議設置要綱をご説明します。資料2を開けてください。まず、趣旨ですが、市長と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本市教育の課題及び目指すべき姿を共有し、連携して本市の教育行政を推進していくことであります。</p>

次に、この会議の所掌事務ですが、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する市長と委員会の事務の調整でありまして、1つ目が教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策、2つ目が児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置であります。

次に、構成員は市長と教育委員会であります。

次に、この会議は公開ですが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき等は非公開となります。

次に、この会議は議事録を作成し、公表しなければなりません。

次に、会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、その結果を尊重しなければなりません。

次に、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についてです。資料3を開けてください。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、大綱の策定については、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする事、そして地方公共団体の長は大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ次条第1項の総合教育会議において協議するものとなっております。

次に、大綱の定義ですが、文部科学省の通知によりますと、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針であること、対象期間についての定めはないが、首長の任期等に鑑み、4年～5年程度を想定していること、主たる記載事項については、各地方公共団体の判断に委ねられているが、主として首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられることとされております。

次に、具体的な大綱の記載事項ですが、これも文部科学省の通知によりますと、各地方公共団体の判断に委ねられておりますが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられるところであります。

次に、大綱の策定期間ですが、今年度末までに策定する予定としております。現在市では市の最上位の計画である長期総合計画の策定作業に入っており、大綱はそれを踏まえたものを想定してしております。また、県においても大綱の策定にあたっては宮崎県総合計画を踏まえて策定する方針でありますので、本市においてもそのように考えているところであります。説明は以上です。

事務局（補佐）	<p>それでは質疑はありませんか。</p>
教育長	<p>大綱の位置付けですが、事務局の説明があったように総合計画の下の部分に位置します。当然委員会では教育分野において毎年度教育施策をつくって毎年見直しをしており、長期計画に沿って見直しをしていますが、大綱はその上位にあたるので教育施策を大まかに取り込んだ位置付けになるのではと考えております。</p> <p>総合計画は今基本計画が策定されており、基本計画に基づいて3年ローテで実施計画がつけられています。これは委員会の事務事業、政策的経費に関する部分にも総合計画の実施計画に位置付けて動いており、それとも整合させる必要があると考えています。</p>
渡邊委員	<p>会議の構成は変わらないのですか。</p>
事務局（係長）	<p>構成は市長及び教育委員と定められています。必要があると認められる場合には関係者又は学識経験者の出席を求めることもできますので、場合によっては考えていきたいと思っております。</p>
市長	<p>今までは教育行政は委員会にお願いしていたが、市長として踏み込める場合とはどういうことをいうのですか。</p>
事務局（係長）	<p>例えば、条例提案権や予算の編成はこれまでも、これからは市長にしかありません。条例、予算が伴うものについてはこれからはこの会議において協議していくことになるかと考えられます。想定できるものとしては少人数教育を充実させるための予算や生涯学習の特定分野を充実させるための条例・予算が考えられます。</p>
教育長	<p>資料の2ページのポイント3の市長の位置付けですが、これまでは大学に関する事、私学に関する事のみが市長の関与事項となっていました。委員会の所管事項である公立学校の設置・管理・廃止、教職員の人事、教科書等の取扱い等について、意見が述べられることになりました。</p> <p>この法律が改正された背景としては、滋賀県でいじめにより子どもが自殺した事件で、教育委員長と教育長のどちらに権限があるかということで委員会の対応が遅かったことがありました。どちらにどこまで権限を持たせればいいのかで教育長に一本化してフットワークをよくする、滋賀県の事件の場合は結局市長が前面に出て事件にあたりました。そういうことに迅速に対応できる組織に見直す必要が出てきて委員会の制度改正につながったようです。そして、組長の意見を委員会にも言ういただき風通しを良くしようということで総合教育会議が設置されるに</p>

	<p>至りました。これまでも、市長部局と委員会は学校再編のことでも委員会だけで判断できる問題ではなかったもので、市長や行政部局の意見も聴かせていただきながら方向性を決定してきたわけで、これまでと変わらず、そういったことをこの会議で明確にしたと私は思っています。新教育長はかなりの権限が持たされるので荷が重くなると思います。</p>
渡邊委員	<p>この会議は議事録を残すのですか。</p>
事務局（係長）	<p>議事録を作成して公表するようになっています。</p>
渡邊委員	<p>この会議を年間どのくらい予定していますか。</p>
事務局（係長）	<p>総合計画の見直しをして大綱をつくるので、順調に行ったら年度内にもう1回集まっていたいただいて案を見ていただくことになるのではと考えています。</p>
教育長	<p>全国の状況を見てみると1回目は概要説明、2回目で素案をつくって、素案をもとに策定しているようで、2回ないし3回の会議をもっているようです。県は4回くらいのスパンになるのではないのでしょうか。</p>
渡邊委員	<p>中学校問題は5年で目途がついたんですが、住民は市長や議会をあてにしているように思いました。この会議の権限を強化して早く結論を導き出せるようにしてほしいですね。</p>
教育長	<p>学校の設置や改廃に関することは委員会の権限で進めなければなりません。今後も市長にも意見を言っていただいて、今後の委員会の在り方を進めていかなければならないと考えています。</p>
市長	<p>実際には大綱ができたときからスタートになるのですか。</p>
事務局（係長）	<p>今日は第1回目なので、教育長からありましたとおり、これから何回かの会議を経て大綱を策定していくこととなりますが、教育施策を実施していくのはこれまでどおり委員会です。配布している教育施策を年1回委員会で策定していただいています。この施策が大綱の実施計画になるのではないかと考えています。次からは大綱を視野に入れた施策の策定になるものと思います。</p>
増田課長	<p>この大綱は市長が策定することになっています。策定すると尊重義務が生じます。委員会が重点的に進めたいことを大綱に盛り込んでいく、或いは市長部局で委員会にこういうことをやってほしいということ盛り込んでもいいと思います。少人数教育を教育長がやっていきたいと</p>

<p>教育長</p>	<p>言っても予算的な裏付けがないので大綱に盛り込んで尊重して予算を確保していきますということなるのではと思います。教科書の採択とか人事はこの会議の議題に馴染まないと思います。スポーツ部門については市長部局にもっていいと法律はなっているので今は生涯学習課にありますが、日南市のようにスポーツと観光を付けてやっている課もあります。地域活性化のためには委員会ではなく市長部局にということも議論の中で可能性としてはあると考えています。</p> <p>先ほどの事務局の説明の中で総合計画の見直しをしていくとありましたが、教育分野については教育委員の意見が反映されたものとしてまとめていく必要があるので、総合計画も委員会は関与していくことになります。大綱も教育施策もすべて整合できるような総合計画や大綱の策定になっていくことになるかと思っています。</p> <p>次回はいつ頃になりますか。総合計画の進捗はどうか。</p>
<p>事務局（補佐）</p>	<p>総合計画と総合戦略を同じく発注しています。アンケート結果を踏まえながら並行してつくることになると考えております。総合戦略は総合計画のソフト部分のアクションプラン的なイメージなので、ある程度総合計画も前倒しで作成することになると思います。当然年度内にはつくらないといけません。</p>
<p>教育長</p>	<p>年末ですか、年明けですか。</p>
<p>事務局（補佐）</p>	<p>年明けの見込みです。</p>
<p>事務局（補佐）</p>	<p>ほかに意見はないですか。それでは、第1回串間市総合教育会議を終了します。ありがとうございました。</p>